

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年7月2日

【会社名】 株式会社栃木銀行

【英訳名】 THE TOCHIGI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 仲田裕之

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市西2丁目1番18号

【電話番号】 宇都宮 028(633)1241(代表)

【事務連絡者氏名】 総務部長 中野 誠

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区三筋1丁目1番1号
株式会社栃木銀行東京事務所

【電話番号】 東京 03(5823)7700

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 橋本 一喜

【縦覧に供する場所】 株式会社栃木銀行東京支店

(東京都台東区三筋1丁目1番1号)

株式会社栃木銀行大宮支店

(埼玉県さいたま市大宮区上小町482番1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供するものであります。

1【提出理由】

2025年6月26日開催の当行第122期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株当たり 3.5円 総額 367,827,964円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月27日(金曜日)

2 その他剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 17,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 17,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

コーポレートガバナンスの強化および経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮する。

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、仲田裕之、富川善守、荻原孝志、大橋重信、須藤幸昌、亀岡晶子、大谷恭久、荒川政利、吉澤一子、竹澤秀樹の10名を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数	反対数	棄権数	賛成率	決議結果
第1号議案	801,514個	32,557個	0個	96.10%	可決
第2号議案	800,326個	33,743個	0個	95.95%	可決
第3号議案					
仲田裕之	637,419個	196,649個	0個	76.42%	可決
富川善守	742,521個	91,549個	0個	89.02%	可決
荻原孝志	742,785個	91,285個	0個	89.06%	可決
大橋重信	795,605個	38,465個	0個	95.39%	可決
須藤幸昌	795,866個	38,204個	0個	95.42%	可決
亀岡晶子	743,613個	90,457個	0個	89.15%	可決
大谷恭久	766,213個	67,858個	0個	91.86%	可決
荒川政利	758,248個	75,823個	0個	90.91%	可決
吉澤一子	793,704個	40,367個	0個	95.16%	可決
竹澤秀樹	798,099個	35,972個	0個	95.69%	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。
- 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成で可決されます。
- 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した株主の議決権の過半数の賛成で可決されます。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権事前行使分及び、当日出席の一部の株主のうち各議案の賛否に関して確認できたものを

合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席株主のうち、賛成・反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上